

第2次 美祢市地域福祉計画

美祢市地域福祉活動計画

概要版

共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり

1

計画の概要

近年、総人口の減少を背景とする少子高齢化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。また、住民ニーズが多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応を見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支えあい、助けあう活動が活発に展開されていくことが重要です。

今後において、「支え手」と「受け手」に分かれた社会ではなく、全ての人々がそれぞれの能力や持ち味を生かしながら協働し、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりを進める必要があることから、市民の皆さん、地域・事業者の皆さん、社会福祉協議会、行政が連携し、協働しながら推進する取り組みを示すものです。

2

地域福祉の推進

地域福祉は、支援を必要としている人が抱える生活上の様々な課題を高齢者や障害のある人、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助けあい、支えあいながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

そのためには、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、解決できない問題は、隣近所やボランティアなどの活動（互助）で解決する。更に、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）といった重層的な取り組みが必要となります。

公助

（行政）

公的な機関による支援

互助・共助

（地域・団体等）

地域住民のつながり

社会保障制度の活用

自助

（市民）

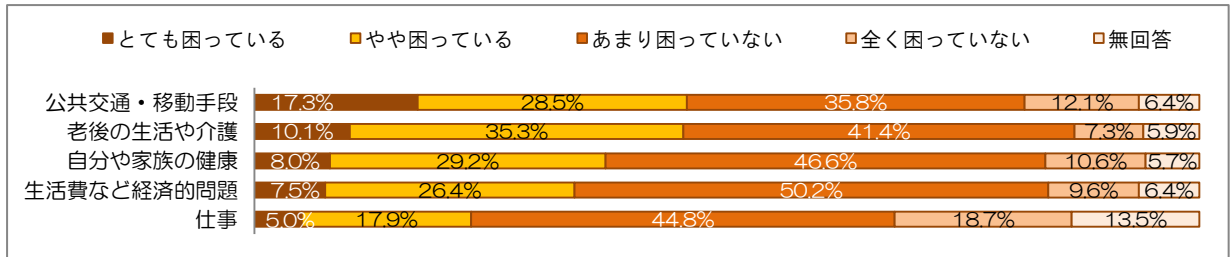
自分や家族の取組

市民アンケート調査の結果から（2019年2月実施）

上位5項目を掲載しています。

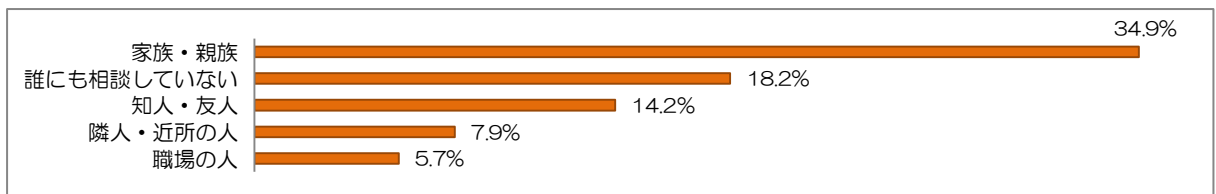
□暮らしの困りごと

困りごとや不安については、「公共交通・移動手段」に対する意識が高くなっています。



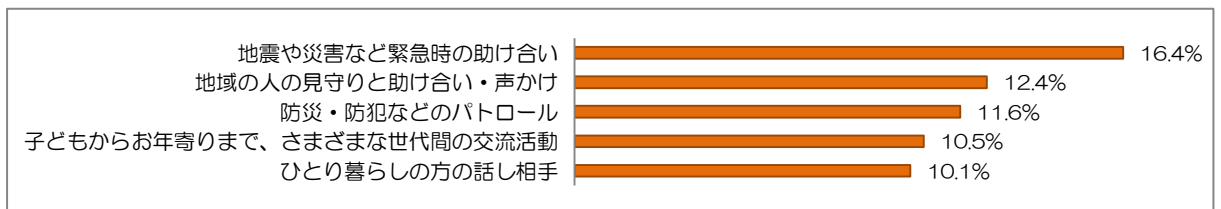
□困りごとの相談先

困りごとや不安に対する相談先については、「家族・親族」の身近な相談先の割合が高くなっています。一方で「誰にも相談していない」が続いて高い結果となっています。



□地域社会に取り組んでほしい活動

災害時の助け合いや見守り活動に対する支援への期待が高くなっています。



活動団体ヒアリングの結果から（5テーマ別団体に実施）

□キーワード

- ☆ ボランティア活動を担うリーダーの育成
- ☆ 互助意識の醸成
- ☆ サービスを利用していない人への相談支援
- ☆ 身近なところでの声かけは、耳によくはいる



市民ワークショップの結果から（16地域に実施）

□地域の課題

- 空き家・農地の荒廃が多い
- 担い手がない
- 移動に係る配車
- 地域のつながりが希薄



□あったらいいと思う施策

- 空き家のグループホーム化、就業への活用
- 眠っている人材・資源の活用
- 地域内の買い物や事業参加用乗り合いバス
- コミュニティビジネス

施策体系

| 理念 | 基本目標 | 活動目標 | 施策 |
|----------------------|---------------------|-----------------------|---|
| 共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり | 1 安心して生活できるまちづくり | 1. 総合的な相談体制と情報共有体制の充実 | ①福祉の総合的な相談体制づくり ②相談窓口や福祉サービスの周知 ③地域での福祉問題等の情報共有と課題解決の仕組みづくり |
| | | 2. 福祉サービス利用者の保護と支援 | ①権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援 ②虐待等の防止と対応の強化 |
| | | 3. 支援が必要な人への福祉サービスの充実 | ①適切な福祉サービスの提供 ②生活困窮者、社会的弱者等の対策の充実 ③福祉と連携したまちづくりの推進 |
| | 2 地域のつながりづくり | 1. 地域の見守り活動や交流活動の促進 | ①地域住民の交流の促進と拠点の整備 ②地域での見守り活動の推進 ③地域住民同士でのたすけあい活動の推進 |
| | | 2. 防犯・防災体制の推進 | ①災害時の地域防災体制の充実 ②地域防犯体制の充実 |
| | | 3. 福祉関係組織の充実・連携 | ①地域福祉推進団体への支援等 ②民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進 ③社会福祉法人地域公益活動の推進 |
| | 3 地域で活動するひとづくり | 1. 地域福祉意識の醸成 | ①福祉教育・人権教育の推進 ②福祉問題等を学ぶ機会の提供 ③地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進 |
| | | 2. 地域福祉活動の担い手の育成 | ①担い手の確保と育成の支援 ②ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり ③地域活動やボランティア活動への支援 |

重点的な取り組み

(1) 圏域に基づく総合相談支援体制の明確化

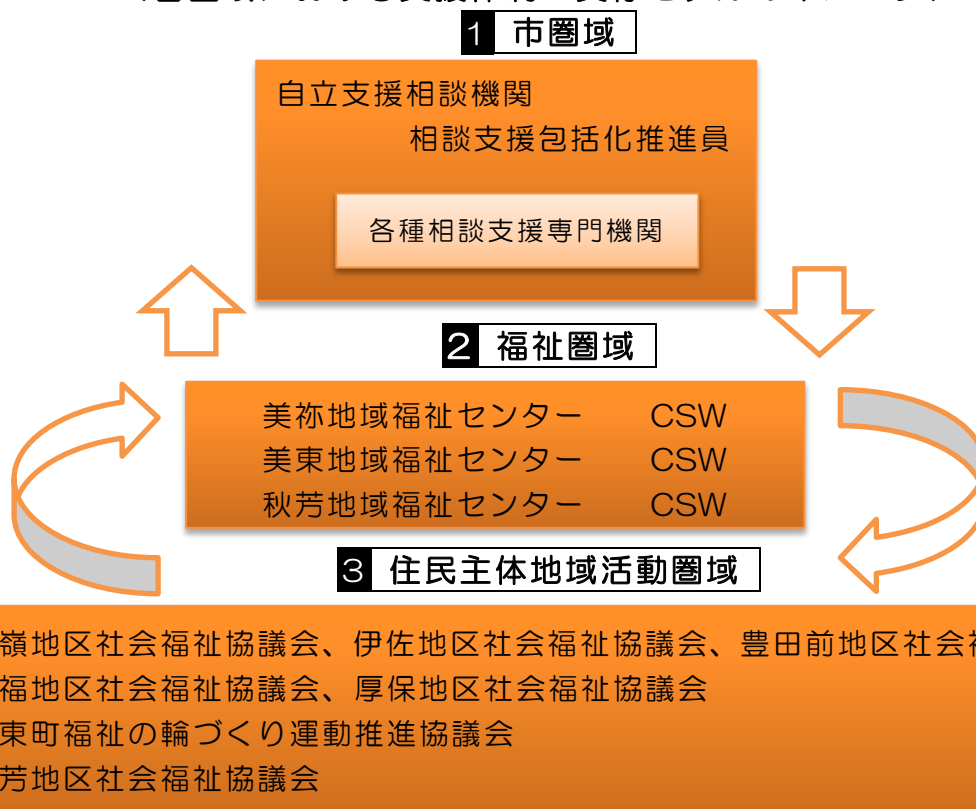
地域の様々な主体が交流し、地域の課題について共有・協議し、連携・協働して課題解決を図っていくためにも、市圏域、福祉圏域及び住民主体地域活動圏域の各圏域で具体的な仕組みの構築をめざします。

1 市圏域では、総合エリアとして、生活困窮者相談を行う自立支援相談機関に住民の複合化・複雑化した課題に対応した支援を行う「相談支援包括化推進員」を配置し、「断らない相談支援」を行う体制を確保し、個別性の高い支援へとつなげ、総合相談的役割を果たすとともに専門職等による専門的な相談・支援を多機関が連携して取り組みチームとして課題解決を図るネットワークをマネジメントします。また、地域を限定しないテーマ型の活動や福祉人材の育成、地域福祉実践のマネジメントを行う等総合的な役割を担う機関として全体の支援を行います。

住民に身近な**2 福祉圏域**では、各地域福祉センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地区社会福祉協議会の担当区域を管轄することにより、支援関係機関へのつなぎやアウトリーチによる地域住民の生活課題に関する相談支援や住民同士の相互扶助による解決への導きを行い、地域コミュニティの育成支援を一体的に実施します。なお、地区社会福祉協議会エリア（住民主体地域活動圏域）で解決ができない課題等を福祉圏域の受け止める拠点へつなぎ、さらに専門機関が主体となって解決すべき課題については、市圏域の組織へつなぐ等して、相互に連携を図ります。

より住民に身近な**3 住民主体地域活動圏域**では、各地区社会福祉協議会のエリアにおいて、生活・福祉課題に気づき、解決につなげるための仕組みづくりを進めていきます。

<各圏域における支援体制 美祢モデルのイメージ>



(2) 地域の課題解決力を育む地区社会福祉協議会づくり

地区社会福祉協議会は、地域住民に最も身近な地域を基盤として、地域の生活・福祉課題を受け止め、みんなで解決に向けて協議、活動し、地域住民主体で組織された任意団体です。

地域福祉をさらに発展させるためには、今回の計画策定を通じて住民から寄せられた生活・福祉課題に対して、地域福祉活動団体や社会福祉施設等の専門職とも協力しながら、寄り添ったきめ細やかな支援を提供する仕組みを作っていく必要があります。

また、「地域活動に参加したい」、「自分の得意なことを活かして地域貢献したい」という住民の声もあり、誰もが地域で役割をもって活動できる環境づくりや仕組みが必要となります。



地区社会福祉協議会の具体的取り組み

① 住民同士のつながりを持ち、生活・福祉課題に気づく取り組み

地域における様々な生活・福祉課題に気づき、ふれあいいきいきサロンや住民同士の交流事業、講座、研修会、懇談会等を展開します。

② 住民参加による生活・福祉課題を共有、解決する取り組み

地域の中で発見、共有、蓄積された個別の生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいくために、「小地域福祉活動計画」の策定を通じて、課題の洗い出しや既存団体だけではなく、新たな担い手が積極的に活動に参加できる組織体制も検討していきます。

③ 生活・福祉活動を共有し、新たな活動を生み出す取り組み

地域の中の生活・福祉課題に気づき、共有、解決するための取り組みを通じて得た事例等をもとに、それぞれの強みを活かして、既存の活動を発展させたり、地域が必要としている新たな資源を開発したりする活動を展開します。

＜地区社会福祉協議会 美祿モデルのイメージ＞



(3) 誰もが役割を持ち、生きがいと尊厳をもって活躍できる場づくり

① 地域福祉の担い手育成・支援

可能な限り健康長寿を目指せるよう、スポーツ推進員や食生活改善推進員のほか、あいサポーター、認知症サポーター、ファミリーサポート協力会員、サロン活動の協力ボランティア等健康づくりや住民相互のコミュニケーションを進める担い手の育成・支援を進め、地域福祉活動のプラットホーム的役割を担う「地域ささえ愛会議」について、ネットワークの連携強化を図り、参加団体の拡充を図ります。



② アクティブシニアの社会参加促進

地域福祉を担うボランティア等の人材の発掘・育成活動に努めるとともに、特に経験豊富なアクティブシニア層の参加を強化し、インターネット上にシニア層が関心を寄せるコンテンツの充実を図ることで、アクティブシニア層の SNS を活用した会員の拡大を図ります。また、多くのシニア層に社会参加活動へ関心をもってもらう契機として、アクティブシニアの地域デビューや地域福祉活動の啓発をテーマとした講演会等を開催します。



③ 居場所づくり支援

高齢者や障害のある人、子育てを支援している人が身近な地域で気軽に集まり、交流できる地域の居場所づくりを強化し、日頃の見守りや災害時等、いざという時の支え合い等の関係づくりを進めます。地区の集会所等を利用した高齢者サロンのほか、障害のある人や子育て世代が交流等を目的としたサロン活動、全年齢全対象に利用できるフリースペース等の取り組みを支援することで、共助の輪を広げる機会の拡大を図ります。



グーパー体操



地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民です。住み慣れた地域で支えあい、助けあう社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域住民との協働が必要不可欠です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等の担い手が、相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

市民の役割

福祉サービスの利用者であるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあります。一人ひとりが地域や福祉に対して関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有し、主体的に地域福祉活動に参加することが求められています。また、声かけやあいさつ、見守りなど日常的に近隣住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。



区、自治会、自主防災組織等の役割

市民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題を住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが求められています。また、支えあい・助けあい活動には、お互いの顔が見える関係が重要であり、地区社会福祉協議会などと連携を図りながら地域福祉を推進していくことが期待されます。



民生委員・児童委員の役割

身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害のある人、子育てや介護をしている方などが、相談できず孤立しないよう、身近な相談相手として支援を行うとともに、見守り活動を通じて住民の福祉ニーズや生活課題を把握し、市や社会福祉協議会、関係機関等の福祉サービスへ繋げるパイプ役としての機能も期待されています。



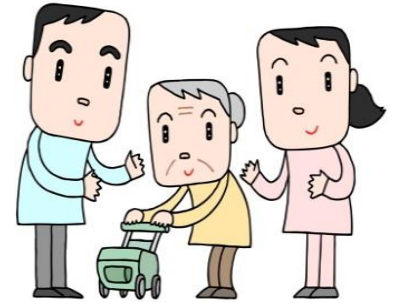
ボランティア団体、NPO 法人の役割

柔軟な企画運営が可能なることから、多様な視点と価値観により、内容とサービスの充実を図り、それぞれの特徴を生かした活動を実践することで、公的サービスによって満たすことができない福祉ニーズへ対応し、生活課題を充足することが期待されます。



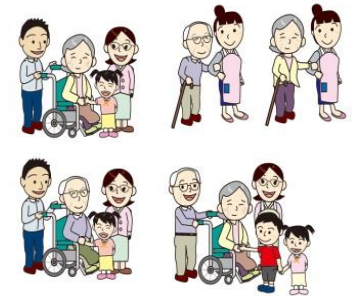
福祉サービス事業者の役割

利用者のサービスの質の確保、生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、社会福祉の専門機能を活かし、人との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、地域福祉の拠点となることが期待されます。さらに、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画なども期待されています。



社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中心的存在として、地域福祉活動への住民の促進やボランティアの育成・振興、福祉教育の推進など、様々な取り組みを行います。また、地域関係機関との調整役となるとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応して、迅速かつ積極的な事業展開を図ります。



市の役割

市民や地域、関係団体等の自主的な活動を促進し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施設を総合的に推進していく役割を担っています。また、保健・福祉分野をはじめ、環境、教育、防災、防犯等、他の分野の関係部署や関係機関と連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。



第2次美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画 概要版

【発行】 美祢市／社会福祉法人美祢市社会福祉協議会

【発行年月】 令和2年3月（令和2年度～令和6年度）

美祢市市民福祉部地域福祉課

TEL 0837-52-5227 / FAX 0837-52-1490 E-mail fukushi@city.mine.lg.jp

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

TEL 0837-52-5222 / FAX 0837-52-0529 E-mail mine@mine-shakyo.jp